

経営者の辞任とコーポレート・ガバナンス

小島大徳

要旨

本論文は、数々の大型企業不祥事が起こっているにも関わらず、比較的軽い企業不祥事で経営者が辞任し、重大で市民社会にあたえる影響が大きい企業不祥事なのにも関わらず経営者が辞任しないことを問題として取り上げ、そこから現代株式会社の課題を浮き彫りにして、解決策を提示するものである。ここでは、食品関連企業の食品偽装事件、J R北海道の安全放置・隠蔽事件、みずほ銀行の暴力団融資事件を取り上げる。そして、これらの事例から、株式会社は、もはや実質的に崩壊しているのだから、本論文で示す新しい理念を取り入れたシステムを創り上げるべきであることを、提示するものである。

キーワード：コーポレート・ガバナンス 企業不祥事 市民社会 企業倫理 株式会社

1 企業不祥事と株式会社の崩壊

株式会社制度は、既に崩壊している。企業不祥事が起こるたびに、このことを痛感する。そして、こう思う。株式会社にかわる新しい会社制度が必要だと。これを象徴する企業不祥事が、2013年末、立て続けに起こった。それは、ホテルなどの食品偽装事件とJ R北海道の安全放置・隠蔽事件、そして銀行の暴力団融資事件である。

なぜ、食品関連の偽装不祥事では企業のトップが辞任し、J R北海道の安全放置・隠蔽事件と金融不祥事では、企業トップが辞任しなかったのか。ごく単純にいうと、なぜ、「手作りチョコレート」で社長が辞任し、「数十年にわたる数多くの鉄道軌道ゆがみ放置と脱線事故」、そして「数十億円の暴力団への不正融資」で、社長や頭取は辞任しないのか。ここに、民間会社と旧国営企業、あるいは規制企業という枠だけでは論じることのできない株式会社の大きな問題がひそんでいるのである。

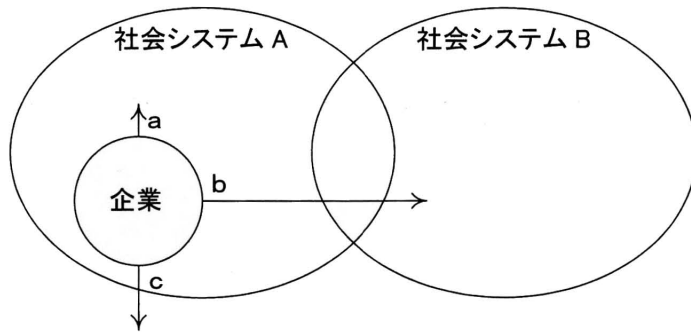
本論文では、近年の企業不祥事を通じて浮かび上がる特徴と、それが指し示す会社制度の将来像を見通すことを目的とする。近年、多発する重大企業不祥事を掘り下げていくと、一点の結論に到達せざるを得ないのである。

2 食品業界の教訓とトラウマ

2.1 森永ヒ素ミルク事件が与えた食品業界への衝撃

食品業界は、消費者に近く、極めて消費者感情に敏感である。最近では2000年の雪印乳業食中毒事件、少し前では1955年の森永ヒ素ミルク事件が、食品業界で強烈な教訓として残っているからである。2000年の雪印乳業食中毒事件が発生するまでは、1955年の森永ヒ素ミルク事件は、食品業界の中で語り継がれた企業不祥事の代表格であった。

普段は笑顔で生活を楽しむ市民も、自分の命



(出所) 小島大徳 [2007] 193頁.

図1 コーポレート・ガバナンスと社会システム

が危険にさらされることになる食に関する事件では、笑顔でない。そして、それが、自分の命よりも大切な子供に対してのものであったら、すでに、笑顔でいることをやめ、守るものために全力で防衛反応と抵抗、そして攻撃活動を行うのである。

2.2 雪印乳業食中毒事件が与えた食品業界への衝撃

雪印乳業事件では、消費者にそっぽを向かれ、スーパーなどの小売店も同社製品を置くことを控え、最後には、雪印のマークがある他の製品までも売上げが激減した。そして、最終的に雪印乳業は会社の解散に至るのである。この雪印乳業事件では、マスコミの追及に疲れた社長による「寝ていないんだよ」発言も重なって、企業不祥事に対する企業の誠実な対応という課題も、食品業界を中心に突きつけた。

雪印乳業事件では、市民の怒りがスーパーなどの小売店をも巻き込むという市民社会全体の抵抗という形をうみ出した。それまで、スーパーなどの小売店は、どちらかというと、食品会社側に付くことが多く、食品会社と一体として考えられがちであったが、熾烈な競争と、日頃から一番身近な消費者のもとにいて経営をしている感覚と経験が、どちらの立場に付くべきかという経営的あるいは人間的な感性を、しらずし

らずのうちに育んでいたと思われる。

2.3 食品業界における市民によるコーポレート・ガバナンス

食品会社の企業不祥事は、極めて市民との距離が身近であることと、食品は口に入れる物であるため毎日の健康に直結する重大問題であるから市民の関心が高く、直接行動を市民がとることのできやすい業種であるといえる。このような業種のコーポレート・ガバナンスでは、株式会社制度のなかで消費者の意見を直接反映させることができない。だが、実際に、社会システム全体¹から見ると機能しているのである²。

社会システム³の全体からみると、企業不祥事とは、図1でいうところの、cである。そして、ここでは、企業の法令遵守が破られたことを示す。とするならば、法令遵守の定義が定まることになる。法令遵守（コンプライアンス）とは、国や地域の文化や慣習および企業法制度を守らない企業経営活動であるといえよう。法令遵守（コンプライアンス）経営とは、企業でその法令遵守を守る体制を構築することであり、法令遵守と明確に分ける必要がある。

株式会社は、市民社会を基盤にした社会システムのなかで考えることに重要な意味がある。近時、社会システム全体のなかから株式会社をとらえ、それが制度化された例としては、会社

のなかで働いている従業員による内部告発や、それをシステムのなかに組み入れた内部通報者保護制度がある。この制度は、一般的に「悪」と思われがちな内部告発という存在感、実際は内部告発によって企業不祥事が明るみになっているという現実、この両者をつなぎ合わせた。これにより、内部告発の「悪」なるイメージを「善」に変えるとともに、企業不祥事をより一層あぶり出して、健全な会社を多くつくりだし、よりよい市民社会をかたちづくっていかうという革新的な政策なのであった。

このような市民社会の活動を、株式会社制度、そこまではいかなくとも社会システムのなかに制度として組み入れていく作業は、とても重要であり、今後も絶え間なく時流をみつつ制度化していくべきである。

3 旧国有会社の特異体質と独占企業としての怠慢

3.1 J R北海道の競合ない地理的要員と企業不祥事

北海道は、日本の地図をみてわかるように、広大な面積をもち、人の移動、物流などすべてにおいて、鉄道が欠かせない。冬場には、路面が凍結し、容易にバスや貨物トラックを通行させてくれない。そのうえ、本州（内地）とは、海を隔てて独立しており、古くは青函連絡船などの船舶が人と物の移動を可能にしていた。しかし、それには量とスピードに難があった。そのため、産業の近代化には対応することができなかった。そこで、青函トンネルが、難工事の末、北海道と本州を結び、当時の海底トンネル世界一の記録を樹立し、北海道と本州とを結んだのである。この青函トンネルの主役は、当然、鉄道を想定していたし、現に鉄道が人と物を運ぶ機関として活躍している。

北海道では、鉄道が、経済の機関車として、道内経済を強力に引っ張り続けていくという構図が確立しているのである。逆を言うならば、

他の交通手段が発展しない気候、環境、インフラなどの基盤を有利に働かせて、自らの独占的立場を作り上げていったともいえよう。いまから過去を振り返ると、J R北海道は、ヒヤリハットの法則でいうところのヒヤリとする事件をいくつも起こしていた。2013年に企業不祥事が大々的に公にされる時点から、1年程さかのぼるだけでも、特急電車の減便、線路の冠水による鉄道の不通、脱線事故を起こしており、何かがおかしいとおもわせる事件がぼつぼつと起こっていたのである。そして、この事件で不可解であったことは、その原因について明確に説明しないということなのである。

J R北海道の特急電車脱線事故は起こった後、ダイヤ改正により、特急電車をしばらくの間、運転をしない旨を公表した。このように、ダイヤ改正とはいえ、今までの常識では考えられない特急電車の減便には何か大きな問題があると思わざるを得なかった。しかしながら、彼らは、全てを語ろうとしない。もはや、組織自体が、なにが真実で、なにが真実でないかを判断することも不可能な状態に陥り、情報開示ができない状態にあったのであろう。こうした負の企業体質は、いざという時に自らも何が起きているのかわからないという状況を作り出すものだというところを、つよく感じるのである。

3.2 東京電力の原発事故隠蔽体質とJ R北海道事件の類似性

2011年3月に発生した東京電力が管理する福島第一原子力発電所の原発爆発事故は、東京電力の企業体質がもたらした結果でもあった。東京電力は、原子力発電所を保有・管理しはじめてから今日に至るまで、数え切れない事故を起こしてきた。大事には至らなかった小さな事故から、あわや制御不能な臨界事故かという大きな事故までである。しかし、これらの事故は、大小あわせて、ほとんど公表されることがなかったのである。

東京電力は、体質的に情報を公開するという

考えがなかった。そして、この体質は、現代の経営システムのなかで、脈々と守られてきた。最終的に生命に関わる不祥事を隠蔽することはほぼできない。なぜならば、それが起こる可能性のあるものであるかぎり、隠蔽するということは改善されないということに等しい。改善されないということは、最終的な重大事故に向かって突き進んでいる状態に等しいのである。つまり、正常でない経営活動を行うということは、事故がいつかほぼ確実に起こることなのである。

企業不祥事は、2種類に分類することができる。それは、生命と財産に関わる企業不祥事か、そうではないのかという分類と、将来改善される見通しのある企業不祥事か、そうではないのかという分類である。生命と財産に関わる企業不祥事か否かの問題は、企業不祥事の規模、そして影響力の範囲の問題と重なる。また、将来改善される見通しのある企業不祥事か否かの問題は、意図的、そして悪質性の問題と重なるのである。

3.3 旧国有会社であることと企業不祥事との関連性

J R北海道は、旧国有会社である。この旧国有会社の企業不祥事には2つの特徴がある。それは、まず、経営者が株主から選ばれているという意識が極めて薄いこと。そして、自らを選んでいるのは、以前と同様、国、あるいは天皇であるという意識が極めて強いことである。経営者は誰によって選ばれているかという意識によって、経営をする姿勢に大きな差を生むのは明らかである。そして、企業不祥事を起こしたときの対応で、その差を痛切に感じるようになるのである。

なぜ、J R北海道の事件では、経営者が即座に辞任しないのか。その答えはここにある。つまり、経営者は、自らが任命されていると認識しているのが、株主ではなく、国有企業時代の意識のままなのである。そして、その意識を裏

付ける経営システムが存置されているという構図を描くことができる。その既存の経営システムの一端が、株式の相互持ち合いなどであることは、言うまでもない。

4 金融業界の不祥事とコーポレート・ガバナンス

4.1 金融業界の企業不祥事と経営者の辞任

かたや金融業界は、経済全体に与える影響も大きく、経済の中心的プレーヤーとして重い役割と責任を負っているはずである。みずほ銀行の暴力団に対する融資は、融資という聞こえが良いが、そのほとんどは返済されない。つまり、資金提供をしていたと同じである。しかも、当初は、この問題を頭取は「知らなかった」と言い張り、その後、「知っていたが資料を理解していなかった」という主旨の内容に訂正するなど、誰がみても彼は経営者として失格と言わざるを得ない。しかし、自ら辞めようともせず、そして、周りからも辞めろと言われない⁴。

それではなぜ、経営者は、辞めなくてよいのか。よく、銀行は、企業グループで株式を持ち合っているから、仲間のなかから「辞任せよ」と言われることがないので、経営者は辞めなくてもよいという説明がされる。この論説は正しい。その通りである。しかし、食品会社も株式をグループ企業で持ち合っている。つまり、そのような簡単な問題ではないのである。

4.2 株主の有限責任と市民による無限責任

どちらの事件も、市民は怒っている。しかし、それを反映させることが出来ているか出来ないかの問題である。市民は、食品業界に対しては、「買わない」という選択をすることによって、その企業へ自らの意思を示すことができる。そして、その意思は、確実に企業の体力を低下させる。しかし、金融業界は、市民が「資金を提供しない」という選択肢がない。そのため、

市民が「抵抗」することができないのである。

企業経営を健全に運営させるには、最終的には経営者を辞めさせるシステムが必要なのである。独裁になってしまい、傍若無人に振る舞われてはかなわないから、最後に抵抗する権利を保持する必要がある。これは、現代市民社会で培われ、積み重ねてきた知恵とも一致する。そのため、まず、株主が経営者を選任・解任させる権利に加えて、市民による経営者を解任する権利を具現化させる必要がある。

さて、検討する側面をかえて、食品会社も銀行も、同じ株式会社で運営しているという問題に焦点をあてよう。株式会社は、株主や債権者、つまり株式会社に出資や投資した者で、最終的な責任を取ることになっている。しかし、バブル経済が崩壊後、経営に行き詰まった銀行には、幾度もなく、また際限なく税金が投入されてきている。だとするならば、市民が全ての経営責任を取るという最終責任を負っていることと同じではないか。

つまり、普段からモノを言い配当を受ける株主が有限責任、普段から何も言えず金銭的受益を全く受けない市民が無限責任なのである。この矛盾を、誰がどう説明できるというのか。説明できるはずがない。これこそ、現在、株式会社に静かに襲いかかっている危機なのである。この危機を救うには、もはや新しい制度へと脱却するほか、道はない。

4.3 生命と財産を脅かす企業不祥事と市民参加

今まで論じてきたことは、原発を有する東京電力などにもあてはまる。企業不祥事のなかでも最高レベルの原発事故を起こしてしまい、一企業では、にっちもさっちもいかない状況にある。ここでも原発爆発に伴う処理などに税金が投入され、市民は無限責任を負っているに等しい。となれば、普段から経営に直接関与できなければおかしいのである。

最悪な企業不祥事を起こした際に、市民の生

命と財産に影響をあたえる度合いが大きい場合は、株式会社形態といえども、市民を会社経営に直接的に関わることができる制度にするべきである。万が一、それが叶わない場合は、そのような会社は、株式会社で存置させることを回避しなければならないのである。つまり、市民あるいは市民社会が、直接的に経営者を辞めさせることのできる制度を導入するべきなのである。

5 新しい会社制度を創設しようとする機運と展望

5.1 諸外国の諸制度による新制度の芽生え

市民による経営参加を制度化したものを、株式会社にかわる新しい会社として制度化し導入する必要がある。このお手本となる例が、世界各地にみられる。具体的には、行政分野の市民参加、NPOなどの非営利組織のボランティア精神などの挑戦的な試みである。ヨーロッパ、特にイギリスの大規模病院や医療法人では、市民を理事会などのメンバーに入れ、経営者の選任に市民の投票を取り入れるという制度を確立させている⁵。

諸外国の例をみると、新制度が波を打って展開している。その際、経済の活性化、あるいは地域連合の取り組みなどとも無縁ではない。つまり、新しい経済的な動きがあるなかで会社制度、あるいは会社と社会の関係を再度検討しなおすという好循環過程にあり、新しい制度を導入することに窮屈になってはいけない。

そのような世界の中で、日本はというと、このような議論は全く進んでいない。企業不祥事が起こって進む議論といえ、行政による規制と、諸外国からの制度輸入である。問題認識能力と想像力の欠如ともいえるが、最大の問題は、ことの本質を捉えていないことにある。その本質とは、何のために企業は存在しているのかということである。

企業は、市民と共に、市民一人ひとりを幸福

にし、そして文化の向上と目指すために存在するツールなのである。なので、あくまでも、市民が主役、そして、企業にとって一番の利害関係を有しているのは市民社会なのである⁶。

5.2 進歩する世界の会社制度

世界中のたゆまぬ挑戦を目の当たりにすると、もはや株式会社は、時代から取り残された遅れた組織体だとすら感じる。もうそろそろ、大胆な制度改革により、自由で活気あふれる魂を再注入すべきである。

株式会社は、成長が継続するという前提においては、負の部分を見つけたとしても、それをカバーするほどのパワーを持っており、誰もがそれに対して、咎めることをしないどころか、気にもせずここまで来た。たとえ、企業不祥事が起こったとしても、それは確率の問題であり、ある一定の数は、企業不祥事が起こってしまうのは仕方がないと、暗に社会も経営者も研究者も認めてしまっているようにも感じる。

しかし、その考え方や姿勢には大きな疑問を持たざるを得ない。企業不祥事は、一つひとつのものをしっかりと分析して、検証して、対策を練らなければならないのである。このことに関しては、人の命とリンクさせて考えとわかりやすい。ある人が、難病が発見されて生命が危ういとき、確立の問題で有り、ある一定の数は、企業不祥事が起こってしまうのは仕方がないと考えられるだろうか。医療の現場では、そのように医師たちは、患者に接しているのであるか。そうではないであろう。

だとするならば、私たちもまた、企業不祥事を起こしていた者たちと同じ思考に至っていたのではないかと勘ぐらざるを得ない。もしそうだとするならば、それは、重要な考え間違いであり、命を賭けて、企業不祥事に立ち向かうべきという理想とは、大きく異なるのである。

5.3 新会社制度の創設に向けて

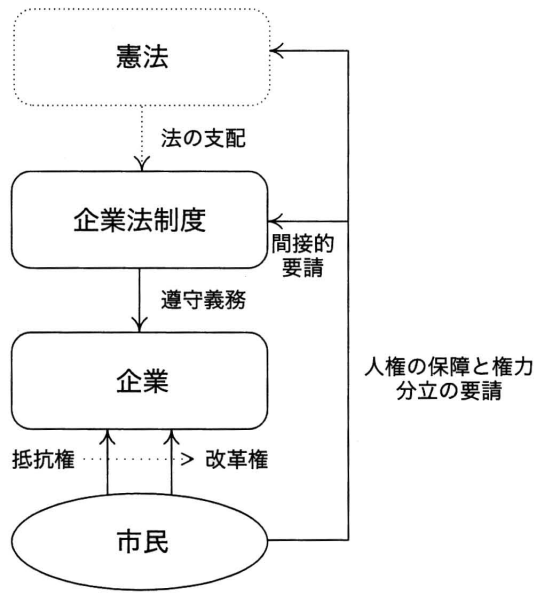
株式会社の崩壊を失望とせず、新しい会社制度を創造する希望とするべきである。真に社会に信頼される企業を株式会社というシステムで構築しようとするのは、誠に困難である。株式会社システム自体が社会から乖離したところに存在するからである。それでは、次世代の新会社制度は、如何なる姿なのか。

端的に言えば、市民社会との接点を多くもつ会社制度ということになる。このようなことを主張すると、経営者側からは、何も経営のことをわからない者が、経営陣の中に入り込んできて、一体何の役に立つのだという批判、市民側からも、そんなことをできる自信が無いし、第一、何の関係のない私たち市民のやるべきことではないという批判が、今にも聞こえてきそうである。

だが、時代はそのように動いているであろうか。この時代との流れについて、行政部門、司法部門に分けて論じていきたい。国家を形成するのは、行政、立法、司法の3権である。そのうち、立法に関しては、かなり民主化が進んでおり⁷、この100年で、納税額による選挙権付与、男女の性別による選挙権付与など、改善されてきている。そして、直接的に国会議員を選出することができるという意味において、市民が立法に参加するという主権者としての立場を確立する方向に向かっているといえよう。

そして、行政では、法案化する前に省庁ごとにパブリック・コメントを募り、市民からの意見をきき、市民の意見も公表した上で、法案の審議に入るといった制度が、活発化している。ほかにも、市民が行政とともにさまざまな分野で活動するNPOなどが設立され、いまや、行政と市民は一体となって、地域社会を向上させていこうと必死に努力をしているのである。

さらには、司法の分野も例外ではない。司法は、高度な専門的知識が必要と思われ、長い間、職業専門家に任せておけば良いという、おかせ民主主義の象徴であった。しかし、21世紀に



(出所) 小島大徳 [2007] 175頁.

図2 市民と企業の根本的關係

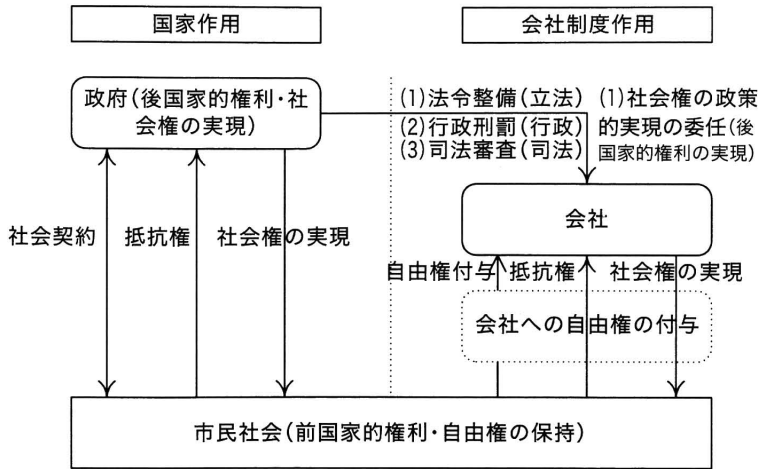
入って実施された司法制度改革により、市民が裁判員として重大刑事裁判に参加し判決に関与する制度ができ、くわえて、被害者も検察側と一緒に訴訟参加できるという被害者参加制度ができるなど、裁判所側は閉ざし、市民側は入ろうとしなかった分野にも、市民の活躍の場は広がっているのである。

5.4 市民社会と会社制度の基本構造

そもそも市民は憲法に対して人権の保障を直接的に行っているのであるから、企業法制度に関しても憲法は責任を負うことになる。つまり、間接的にそれを要請している関係になる。そして、この企業法制度は、企業の経営活動を許容し規制し監督する目的で制定されているのであるから、企業に対して遵守義務を課しているといえよう。ここからも、市民は企業に対して、抵抗権と改革権を有しているとすることができる。

ここにおける抵抗権は、企業に対する間接的な影響力を行使する権利だと位置づけることができ、改革権は、企業に対する直接的な影響力を行使する権利であるといえる。また、抵抗権は、法などにより規定されていない市民の行動であり、はっきりとした改革権は、法などにより規定されている市民の行動であるとも言い換えることができよう。もちろん、今日の市民と企業の関係は、抵抗権を持つに過ぎず、改革権を有してはいない。しかし、私は、近い将来、この抵抗権から改革権への移行が起こるものと考えている⁸。

国家は会社が存立する根拠の間接的役割を担い、そして会社制度を成立させた。そこにおいて、国家は会社に対して市民社会の保持する自由権を、代理人として市民社会と会社との間で契約を結ばせた。これを会社契約と呼ぶ。この会社契約が必要な理由は、社会構造上、会社に自由を認めなければ、市民社会の期待に添うことができないからである。この市民社会と会社



(出所) 小島大徳 [2007] 104頁.

図3 市民社会と国家の作用および会社制度作用

の自由権に関する契約こそ、法により会社に法人格を与え、人に準ずる権利を与えることを正当化する根拠となるのである。ただ、市民社会は国家の成立に関し、市民社会は抵抗権を留保したのと同じく、会社が自由を逸脱した経営活動を行わないように予防し、逸脱行為をした場合は調整するために、立法上、行政上、司法上に自由に関する消極的な範囲の画定を国家に認めたのである。

6 市民社会と民主主義、そして資本主義と会社制度

6.1 おまかせ民主主義からの脱却

市民は、選挙が終わると、単なる傍観者となる。それは主権者ではない。誰のための政治か、誰のための経営か、誰のための経済か、それを考えたときに、答えは、全て私たち市民を指し示す。そうである、私たち市民の生命と財産、そして幸福のために国があり、その国を政府が運営しているのである。

くりかえしになるが、いったん選挙が終わる

と、国会議員に丸投げをし、そして国会議員が選んだ政府によって施策が講じられると、市民はそれに対してあまり興味を示さない。それが例え、自らの利益に反していたとしても、なのである。このようなおまかせ民主主義から脱却すべきなのである。

一方、現在の株式会社における企業不祥事の高発は、もちろん企業側にほとんどの責任がある。かといって、市民にも責任がないというわけではない。この場合、間接的責任を負っているといえるだろう。この、責任というのは、荷が重いとしても、担うべき問題が降りかかっているという状態にあるのには、間違いがない。つまり、市民側で、企業不祥事に対して、あまりにも議論が不足しているのが問題なのである。

6.2 おまかせ資本主義からの脱却

市民が議論して問題点を発見し、共有し、解決策を見つけ、行動していくという、4つのプロセスを通じて、市民は企業との関係を結んでいかなければならない。この4つのプロセスと関係作りを「資本主義市民活動」と名付けよう。

この資本主義市民活動を活発化していくことが、従来型のおまかせ資本主義から脱却し、真に市民のためになる企業、あるいは、社会に信頼される企業へと向かうのである。まだ、この歩みは始まっていない。ただ、その芽生えは確認することができる。これらを、優しく見守り育て成長させていくことが大切なのである。

おまかせ資本主義から脱却すると、市民が敏感に反応する食品業界の企業不祥事だけではなく、まったく市民の力が及ぶことのできなかつた、JR北海道事件、みずほ銀行事件にも、市民の声と行動、そしてそれらのパワーで、企業不祥事を是正し、改善させることが直接的にできるようになる。おまかせ資本主義からの脱却は、まず、市民側の認識を改めて、議論することで、企業とは何か、私たちと企業との関わりは如何なる形であるべきなのか、という資本主義に対する理解を深めていく契機になる。じつは、このことが、一番重要なのである。無関心でいられるというのは、何も知らないからなのであるから。その次の段階として、市民は、そこで学んだ知識と行動力で、企業に対しても声をあげて行くことができる。

その行動は、多岐にわたる。いわゆる消費者運動だけではない。市民の行動は自由であるから、今までに法令でルール化されていない市民行動を起こすことがある。それが暴力的な行為や者ではない限り、ありとあらゆる行動を認めていかねばならない。そして、この市民行動を類型化し、市民権、さらにいえば主権者としての企業に対する権利として、制度化していくことが必要であるこれらの作業こそが、新会社制度を作る上で、ほぼ80%以上を占める重要な研究課題なのである。

6.3 新会社制度導入の展望とグローバル化

新会社制度の導入過程は、次のように展望している。第一段階は、特殊法人について市民参加制度を導入していく。第二段階は、特殊法人だけではなく株式会社も含めた形で、日本の限

定された地域で市民参加型会社制度を普及させる。第三段階は、日本全体で普及させる。その際は、現行の株式会社との併存も可能とする。第四段階では、アジア地域経済全体での統一会社制度を導入していく⁹。

このような展望を描いているが、このスケジュールにそって新会社制度を展開させるということは、副次的に、経営学だけではなく周辺学問分野にも大きな影響をあたえ、そして、国同士の関わりにも変化をもたらすことになる。真にグローバル¹⁰に考えなければ、この問題を解決することができないということの証左なのである。

注

- ¹ 社会システムとコーポレート・ガバナンスについては、小島大徳 [2007] 第Ⅲ部を参照のこと。
- ² 消費者が株式会社に対して、モノを言うための具体的な方策は、不買運動などの行為しかない。
- ³ 社会システムとは、国や地方公共団体、あるいは機関によってルール化されているすべての適用範囲のことである。
- ⁴ その後、続々と金融会社が、暴力団等に対する不適切融資等を行っていたと公表しはじめた。大手金融会社のほとんどが、同じ事をしていたことになる。つまり、業界の中では常識であり、その常識に従って行動していたのにも関わらず、なぜ、私だけが頭取を辞めなくてはならないのかという意識が働いたのは間違いない。金融業界の常識、つまり市民社会の非常識も、彼を辞任に追い込まない核となる意識であったと思われる。
- ⁵ 小島愛 [2008] を参照のこと。
- ⁶ 利害関係者という言葉を使い、企業に関わる方法によって分類作業を行って、それぞれの利害関係者に対しての研究や経営が行われているが、利害関係者という分類は、何の効果もない。利害関係者論についての批判は、小島大徳 [2009] を参照のこと。
- ⁷ もちろん、国政選挙、あるいは地方選挙の度に問題となる「一票の格差」問題など、法の下での平等という権利を侵害しているなどの問題は、まだまだ多数存在している。
- ⁸ 会社制度のなかでの革命権とは、市民が直接的に経営者を辞めさせることのできる制度のことである。現在でも委員会設置会社などでは、そのほとんどを社外取締役によって構成される監

査委員会、指名委員会、報酬委員会で、経営陣の評価、次期社長などの指名、報酬の決定を行っている。そこに、市民の代表を意図的に入れるだけでも、ここで主張している目的を簡単に達成できるのである。

⁹ アジアにおける統一会社制度と、アジア圏の地域経済圏の創造において、コーポレート・ガバナンスが如何に重要で、どのようにコーポレート・ガバナンスの考え方が取り入れられていくべきかについては、小島大徳 [2013a] を参照のこと。

¹⁰ グローバル化とは、経営資源だけではなく国家主権までも地域あるいは地球規模で障壁をなくし、平準化していく過程である。

参考文献

- 今井 一 [2011] 『「原発」国民投票』集英社。
小島 愛 [2008] 『医療システムとメディカル・ガバナンス』文眞堂。
小島大徳 [2013a] 「アジアにおけるコーポレート・ガバナンス統一」『国際経営フォーラム』第24号，神奈川県国際経営研究所，31-38頁。
小島大徳 [2013b] 「株式会社の『崩壊』と新会社制度の『創造』」『月刊金融ジャーナル』2014年1月号，金融ジャーナル社，38-39頁。
小島大徳 [2012] 「原発爆発は経営システムの問題なのである」『国際経営論集』第43号，神奈川県経営学部，137-144頁。
小島大徳 [2010] 『株式会社の崩壊－資本市場を幻惑する5つの嘘－』創成社。
小島大徳 [2009] 『企業経営原論』税務経理協会。
小島大徳 [2007] 『市民社会とコーポレート・ガバナンス』文眞堂。
宮台真治・福山哲郎 [2009] 『民主主義が一度もなかった国・日本』幻冬舎。